

第 25 号議案

滋賀県立特別支援学校小・中学部において令和 3 年度に使用する
教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)
第 13 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県立特別支援学校小学部および中学部におい
て令和 3 年度に使用する教科用図書を次のとおり採択する。

令和 2 年 8 月 19 日

滋賀県教育委員会

別紙 1 から 3 までの申請のとおり